比婆いざなみ街道沿線活性化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、比婆いざなみ街道沿線地域において、地域資源を生かした観光振興やにぎわい創出、交流・定住促進に資する事業を支援するため、当該補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(１)　比婆いざなみ街道　比婆いざなみ街道物語（庄原市北部資源活用計画）に定める路線

(２)　沿線地域　西城町、東城町、高野町及び比和町の区域

（補助対象事業）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、沿線地域の資源を生かし観光振興やにぎわい創出、交流・定住促進を図ると共に、比婆いざなみ街道の知名度を向上させる事業とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金交付対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

（１）　事務所及びそれに類するものを設置、維持及び管理するための経費

（２）　経常的な活動に係る経費

（３）　構成員の飲食費

（４）　内装・設備・施工工事費

（５）　その他会長が適当でないと認める経費

（補助対象者）

第５条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）本市に住所を有する者をもって組織する市民団体等

（２）本市に主たる事業所を有する事業者

２　前項の規定にかかわらず、 同一補助金事業に対して、市、国、県、その他の機関から同様の補助金を受けている者、また、すでに当該補助金の交付を受けている補助対象事業については交付対象としない。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額に５分の４を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）とし、50万円を上限とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて比婆いざなみ街道振興協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　収支予算書（様式第３号）

(３)　その他会長が必要と認める書類

２　申請者は、前項に規定する申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定等）

第８条　会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第４号）により、適当でないと認めるときは、不交付決定通知書（様式第５号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　会長は、前項に規定する決定に必要な条件を付すことができる。

（届出等の義務）

第９条　前条第１項に規定する交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、事業着手と同時に着手届（様式第６号）を、事業完成と同時に完成届（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等）

第10条　補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第８号）に必要な書類を添えて会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

(１)　補助対象事業の目的の達成に支障を招くことなく、かつ、事業の能率低下に影響が及ばない細部について行う変更

(２)　補助対象事業に要する経費全体の20パーセント以内の変更

(３)　補助金交付決定額の10パーセント以内の減額の変更

２　会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更が適当と認めたときは、これを承認し、計画変更承認通知書（様式第９号）により当該申請者に通知するものとする。

３　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止等（廃止）申請書（様式第10号）により会長の承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、会長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告書等の提出）

第11条　補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(１)　収支決算書（様式第12号）

(２)　その他会長が必要と認める書類

２　前項に定める実績報告書の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日とする。

（補助金の額の確定等）

第12条　会長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第14号）により、会長に請求しなければならない。

２　会長は、前条に規定する補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後、当該年度分を概算払いできるものとする。

３　前項の概算払いを希望するものは、補助金概算払い承認申請書（様式第15号）を会長に提出し、補助金概算払い承認通知書（様式第16号）により承認を受けなければならない。

（備付帳簿等）

第14条　補助事業者は、事業の実施に関する事業記録簿、金銭出納簿等の必要な帳簿を備付け、証拠書類とともに整備しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿等の保存期間は、補助事業の完了した日から起算して５年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（補助金の返還）

第15条　会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金をその目的以外に使用したとき。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第17号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

（様式略）

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助率等 |
| 報償費 | 全額 |
| 旅費 | 全額 |
| 需用費 | 全額 |
| 役務費 | 全額 |
| 委託料 | 全額 |
| 備品購入費 | 総事業費の20％以内 |
| その他必要と認める経費 | 全額 |

　備考　補助金額において、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。